

平成31年4月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成31年4月10日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	榎木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

第1 議第1号	議事録署名委員の指名に関する件
第2 議第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
第3 議題3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
第4 議第4号	農地法第3条2項第5号の下限面積の設定に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長	荒 牧 久
係長	芹 口 孝 直
係	安 方 含

事務局 ただ今から第1回の高森町農業委員会の総会を開会いたします。
高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えて
おりますので、本日の総会が成立することを報告いたします。
また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされてお
りますので、議事の進行をお願いしたいと思います。
それでは、まず城井会長のほうから皆さんに御挨拶を申し上げます。

議長 改めまして、こんにちは。
先日の会合で、また会長をとということで、力量はございませんけ
ど、皆さんのお力をお借りして任期の3年間は全うしたいと考えて
おりますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、新しい方がいらっしゃいますので、
どういった形で進行していくのかということ事務局のほうから、
まず説明をしてもらいたいと思います。よろしゅうございますか。

事務局 農業委員会事務局、農地係長の芹口です。

今回、初めての方がいらっしゃいますので、先に議事の進め方、
読み方について御説明します。

まず、例になりますが、4ページをお開きください。こちらは、
まず会長のほうから説明していただく委員のほうに指名がございま
す。「何番、何々委員さん、お願いします。」ということをお言われ
ますので、言われましたら「はい、議長。」と言って答えていただ
くこととなりますが、番号がまずあります。番号1で、ここに「譲
受人・譲渡人」とございしますが、もうここは口には出さずに、資料
を一緒に見ていただくということで、読み方としましては、番号1
は下に4ページとありますが、「4ページの通りとなっております。」。
すみません。指名を受けた委員さんは、自分の番号、例えば「1番、
谷川です。」というふうにおっしゃっていただいて、「この番号1につ
いては4ページの通りとなっております。」とおっしゃっていただき
ます。ほかの委員さんもそれを見ながら中身を見ていきますので、
質問等がある場合はその時に挙手をしていただいて、自分の番号、
お名前を言っていただいて質問をしていただきます。

審議の進め方としましては、そのように個人名とか特定の方の名
前を言わないような形で進めていくこととなります。もし、そこで
名前が出て、別に絶対だめというわけじゃありませんで、議事録
上はもうその特定の固有名詞を消しているような進め方をします
ので、絶対にだめとか、そういうわけではございませんが、話の流
れで名前が出てしまったと、そういうところは特に問題はございま

せんので、そのような進め方でよろしくお願ひいたします。

こちらの補足資料をさっきの番号と4ページの後に、次は補足資料の番号1については2ページから3ページの通りとなりますと、その間にこの現地写真を見ていただくような形になります。

議長 以上、説明がございましたが、分からない時は徐々に理解して頂きたいと思います。何か、今の説明で質問はございませんか。

(複数委員) 大丈夫です。

議長 はい。ないようでございますので、それでは議事に入っていきたいと思います。

「議第1号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成31年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 署名人に関する件でございますけれども、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は1番の谷川委員さん、2番の高崎委員さんをお願いします。

続きまして、**「議第2号」**

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成31年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 それでは、担当委員さん、8番の岡本委員さんに詳細の説明をお願いいたします。

8番委員 8番、岡本です。よろしくお願ひします。

議第2号、農地法第3条審議資料。

番号1、内容のほうは4ページの通りとなっております。補足資料のほうは2ページ、3ページとなっております。ここは今、草部地区で基盤整備事業が進められておりますけれども、それに伴いまして同意を得なければなりません、それに伴っての名義の変更ということでございます。本人さんこの場所で話をしましたところ、昔何らかのことで名義を一時変えなければならないということでございました。譲受人さん、譲渡人さんともに、親戚兄弟でございますので、双方合意のことでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 8番委員から説明がございましたけれども、何かこの案件につきまして御意見はございませんでしょうか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議 長 はい。ないようでしたら、第2号の1番につきましては、承認を
させていただいてよろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議 長 それでは、承認をいたします。

番号2について、5番、色見委員さんの説明をお願いいたしま
す。

5番委員 5番、色見です。

議第2号、農地法第3条審議資料。

番号2については、4ページの通りです。補足資料としまして
は、4ページから7ページとなっております。

申請理由は、所有権移転・売買によるものです。譲受人は〇〇の
法人ということですが、主に〇〇〇で事業展開しており、〇〇での
耕作面積も1万4,641㎡あり、営農計画を見ましても十分に持続
的な営農ができるものと思われまますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

議 長 今説明がございましたけれども、これにつきましては町有のもの
でございますので、何か補足があれば事務局のほうからお願いした
いんですが、何かございますか。

事務局長 事務局長、荒牧です。

これにつきましては、以前、これは地域改善対策事業としてガラ
スハウスが町のほうでこの事業を用いて建てました。使用者がも
う、以前使用された方がもう返すということで、町に返されて、町
のほうは、その購買の入札を掛けました。入札の結果、この番号2
の会社が落札したということでありまます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

経緯あたりも今説明がございましたけれども、この案件につつま
して何か御意見等ございませんでしょうか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議 長 この案件につきましては、御承認いただけますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議 長 はい。それでは、承認をいたします。

続きまして、「議第3号」

事 務 局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成31年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 1番につきましては、7番の矢津田委員さん、説明をよろしくお
願いいたします。

7番委員 7番 矢津田です。

議案第3号、農地法第5条審議資料。

番号1、6ページをご覧ください。補足資料が9ページ、10ページです。昨日もちょっと夜に来られましたけど、内容の説明があまりなかったのので、事務局のほうに分かっていればお願いします。

事務局 すみません。事務局の方で補足といいますか、申請内容について御説明したいと思います。

こちら補足資料を見ていただきますと、○○○○○○○○○○と、もう皆さん御存じかと思いますが、そのまだ上に○○○○○がございます。こちら○○○○○を実際はもうこの写真を見て分かれると思いますが、もう農地の原形はとどめておらず、申請理由としましてはもう平成10年にはこちらのほう、○○○の○○として利用し、○○○○○として利用してきたと。それから、今回この所有権移転をするに伴い、農地であったことを初めて知ったということでございましたので、始末書のほうを農地法の理解をしておらず、このような事態に至ったということで、農業委員会の寛大な措置をお願いしますということで、今回申請のほうが上がっております。筆としましては、さっき○○○○の○○と○○○○○○とありまして、○○のほうがキャンプ場、○○のほうが公衆用道路として利用されております。申請内容のほうとしては、以上の内容となっております。

議長 今、補足をしていただきましたけれども、他の皆さん、ある程度の御理解といいますか、認識はお持ちじゃないかと思っておりますけれども、本来であればいけないことなんでしょうけど、これだけ年数も経っておりますし、今後どうするこうするといっても、いけない状況のところまでいっているのかなというような感じもしておりますが、始末書も出ておるといってございまして、いかがでございましてか。御意見等ございましてか。

8番委員 岡本です。

私も近くですので気になって、8日の日にちょっとこの場所に行って確認しました。キャンプ場として綺麗に整備してありますし、もう田んぼの現況がないですし、周りは山に囲まれて日当たりも悪くて作物もできないかなと思っております。耕作放棄地として行くよりも、こういった活用があればこれでもいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

議長 今、補足もございましたけれども、いかがでしょうか。何か御意見、ほかにございせんか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようでしたら、御承認いただけますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。それでは、承認をいたします。

それでは、番号2番、2番の高崎委員さんに説明をよろしくおねがいします。

2番委員

2番、高崎です。

議案第3号、農地法第5条審議資料。

番号2については、6ページのとおりです。補足資料は11ページから12ページとなっております。

転用理由は、現在、借家住まいであり、手狭となったため、個人住宅を建設したいというものです。〇〇〇〇〇駐車場の西側にあります。周辺には住宅が建っており、第2種農地に該当するため転用には問題ないかと思えます。

議長

今説明いただきましたが、何か御意見ございますか。

(複数委員)

異議なし。

議長

はい。ないようでしたら、御承認いただけますか。

(複数委員)

異議なし。

事務局

すみません。6ページについて、一つ訂正がございます。こちら一番上が「議案第3号」となっておりますが、こちらは「議第3号」が正しい表記になります。「案」のほうを消していただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

「議案第3号」ではなくて、「議第3号」ということに訂正がなされております。

それでは、番号2については御承認いただきましたので、続きまして番号3、5番、色見委員さんの御説明を求めます。

5番委員

5番、色見です。

議第3号、農地法第5条審議資料。

番号3については、6ページのとおりです。補足資料は、13ページから14ページとなっております。

転用理由は、現在、実家暮らしであり、家族が増えて手狭となったため、隣接する農地に個人住宅を建設したいというものでございます。補足資料の写真を見ていただければ分かりますとおり、事前着工をされており、住宅部分の基礎が出来た状態となっております。申請者は農地法への理解が浅く、このような状況になっておりますが、指摘後はすぐに建築をストップし、大変反省もされており、今後は法律に従い、許可を受けたいとおっしゃっておりますので、今回については寛大な措置をお願いいたしますものであります。

事務局

事務局のほうから、今回の申請に関する補足説明をいたします。

こちら写真を見ていただきますとおり、もう明らかな事前着工になっております。申請されたのは3月25日です。その段階では、まだこのような状況ではなく、私がその3日後、この現地写真を撮りに行ったときには、こういう状態になっておりました。話の内容

を申請者さんに聞いたところ、業者のほうに全て任せて、業者のほうはもう申請をすれば、それで許可が出ているというような話を聞いて、このような事前着工の状態になってしまったということをおっしゃいましたので、こちらの施工業者のほうにも、こちら事務局のほうから連絡を取りまして、指導のほうをしております。今後このようなことがあると、こういう転用等も高森町農業委員会としては認めることができないですよということを申し上げております。また、申請者の方についても同じようなことを申し上げまして、大変反省をされておまして、今この基礎の状態をそのまま、建築はもう許可が出るまではしないということでストップをされているような状況となっております。

その後、この申請段階では事前着工ではなかったんですが、もう事前着工しておりますので、始末書のほうを提出していただいております。

議長 この件につきましても、当人は知らなかったと、法律上、そういったことがあることを知らなかったというようなことですが、反省をされておると。既に基礎工事も終わるとというようなことで、あとは許可が出るまでは工事もしないという相当な覚悟のもとでなされておりますので、認めざるを得ないと。認めるという形でよろしいでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。それでは、承認をいたします。

続きまして、「議第4号」

事務局 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成31年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちら下限面積の設定について御説明をしたいと思います。こちら新しい農業委員会となりまして、下限面積の決定というのをしないといけませんが、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、町の区域全部または一部について面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示したときはその面積、農法第3条2項の第5号の下限面積として設定できることとなりました。農業委員会の適切な事務実施について、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積、別段の面積の設定または修正の必要について審議することとなっております。このため、今年度下限面積の設定について御審議ください。現在下限面積、別段面積は30a、3反です。これは平成28年からこのような、5反から3反に変わっております。理由としましては、2015年農

林センサスで管内農家30a、3反未満の農地を耕作している農家が全農家の1割であるためということで、このような30a、3反の設定となっております。御審議のほど、お願いいたします。

議長 今、説明がございましたけれども、下限面積については言われたとおりで、随時審議しているということで、現在は30aということになっておりますけれども、これを設定したときから、その後の状況が大きく変わっておるといようなことはないかなど、私は思っていますけれども、これをどんどん下げていっても、また弊害が出てくるだろうなど。周りの状況がほぼ変わってないといようなことであれば、現状のままで次も行けたらいいなと思っておりますが、上げることはまず不可能と思いますので、どうでしょうか、その30aで。

(複数委員) いいと思います。

議長 いいですかね。

それでは、今回も下限面積を30aと決定をいたします。よろしくお願ひします。

以上で、本日の議案は全て終了することになりました。
長時間、ありがとうございました。お疲れ様でした。

以下余白

平成31年4月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員